



ふかわ・くにくさ居宅介護支援事業所 重要事項説明書 及び 契約書

あと会 3Yのころ



〒739-1752 広島市安佐北区上深川町 186 番地 1
TEL (082)840-3840
FAX (082)840-3666

当事業所は介護保険の指定を受けています
(広島県指定 平成 16 年 10 月 1 日 指令介護第 21 号)

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者名

名称	医療法人社団 あと会
所在地	広島市安佐北区落合南 1-11-22
電話	(082)843-1212
ファックス	(082)843-0007
代表者氏名	理事長 横山吉宏
設立年月	昭和 62 年 10 月

2. 事業所名

名称	ふかわ・くにくさ居宅介護支援事業所
所在地	広島市安佐北区上深川町 186 番地 1
電話	(082)840-3840
ファックス	(082)840-3666
E メール	atokai@mx1.alpha-web.ne.jp
ホームページ	https://www.kunikusa.or.jp/
管理者氏名	前田 紘史
事業実施地域	広島市安佐北区、広島市安佐南区、広島市東区

3. 事業の目的と運営方針

(1) 目的

居宅で要介護・要支援の状態にある方に、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

その方の置かれている環境等に応じてご利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から提供されるように援助致します。事業の実施に当たっては、常にご利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行います。

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

(1) 営業日

月曜日～金曜日。(ただし、祝祭日及び12月30日～1月3日を除く)。緊急の場合はこの限りではありません。

(2) 営業時間

午前8時30分～午後5時30分

電話等により24時間常時連絡が可能な体制にします。

5. 事業所の職員体制

(1) 職員体制

介護支援専門員 常勤:5人、非常勤:1名

(2) 介護支援専門員の職務内容

要介護の状態にある方からの相談に応じ、その心身の状況を踏まえ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行います。

6. 居宅介護支援の内容、利用料

(1) 居宅介護支援の内容

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業者との連絡調整
- ③サービス実施状況の把握、評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護(支援)認定に対する協力、援助
- ⑦相談業務

(2) 提供方法

- ①ご利用者の要介護(支援)認定有効期間中、少なくとも月一回程度ご利用者の居宅を訪問しご利用者に面接することが厚生労働省令にて義務付けられております。
- ②居宅サービス計画の原案の内容についてご利用者又はそのご家族に対して説明し文書によりご利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画をご利用者及び担当者に交付します。
- ③サービス担当者会議の開催又は担当者に対する照会等により専門的見

地からの意見を収集します。また、ご利用者及びそのご家族に対しても会議(直接的もしくは間接的)への出席を依頼することがあります。

- ④居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者との連携を図りご利用者の継続的な見守りを行います。
- ⑤利用者は担当職員に対し、複数の指定介護サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定介護サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑥指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を「別紙」にて、説明を行い、文書にて交付します。

また、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画を対象とします。

A「前期(3月1日から8月末日)」、B「後期(9月1日から2月末日)」

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行いますが、その際に用いる当該割合等については、直近のAもしくはBの期間とします。

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の実施に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問します。

(3) サービス利用料金

【基本項目】(特別地域加算(単位数*15/100)を含みます。)

(取り扱い件数が 40 件未満)

要介護1・2

13,235 円

要介護3・4・5 (取り扱い件数が 40 件以上 60 件未満)	17,205 円
要介護1・2	6,634 円
要介護3・4・5 (取り扱い件数が 60 件以上)	8,592 円
要介護1・2	3,969 円
要介護3・4・5	5,146 円

【加算項目】(算定要件を満たす場合のみ加算致します)

初回加算		3,210 円	新規に居宅サービス計画を策定した場合、及び要介護状態区分が2段階以上変更となった場合
特定事業所加算	(Ⅰ)	5,403 円	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、医療・介護連携への積極的な取組等を総合的に実施することにより質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とした場合。
	(Ⅱ)	4,354 円	
	(Ⅲ)	3,306 円	
	(Ⅳ)	1,070 円	
入院時情報連携加算	(Ⅰ)	2,140 円	入院後3日以内に、病院又は診療所に訪問し、当該病院又は当該診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合
	(Ⅱ)	1,070 円	入院後7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合
退院・退所加算	(Ⅰ)イ	4,815 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場

			合
	(Ⅰ)ロ	6,420 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合
	(Ⅱ)イ	6,420 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた場合
	(Ⅱ)ロ	8,025 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた場合
	(Ⅲ)	9,630 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた場合
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		3,210 円	利用者が小規模多機能居宅介護事業所の利用を開始する際に、必要な情報を提供した場合
看護小規模多機能連携加算		3,210 円	利用者が看護小規模多機能居宅介護事業所の利用を開始する際に、必要な情報を提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,140 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算		4,280 円	末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、

		主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。
通院時情報連携加算	535 円	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

※居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、居宅サービス計画に関わる利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

7. その他の費用

(1) 交通費

ご利用者の居宅が、通常の事業の実施地域内(広島市安佐北区、安佐南区、東区)は無料です。

この地域以外の場合、交通費の実費を頂きます。但し自動車を使用した場合は、1km当たり 10 円を頂きます。

8. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

①当法人は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

①当法人は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当国会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当国会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

(3) サービス提供記録の開示

①当法人は、ご利用者からサービス提供記録の閲覧や謄写のご希望があった場合、速やかに対応致します。その際、必要な実費を頂きます。

9. 苦情への対応について

当事業所における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

(1) 苦情解決責任者: 理事 真下 一策

(2) 苦情受付担当者: 管理者 前田 紘史

連絡先 082-840-3840

(3) 苦情解決の方法

① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますのでご利用ください。

② 受付担当者は事業所職員、介護支援専門員に状況を確認します。

③ その後、苦情および要望検討委員会(法人内)にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

① 広島市安佐北区役所厚生部福祉課 高齢介護係(介護)

所在地: 広島市安佐北区可部三丁目 19 番 22 号

(安佐北区総合福祉センター内)

電話番号: 082-819-0621 FAX 082-819-0602

受付時間: 8:30~17:00

② 広島市安佐南区役所厚生部福祉課 高齢介護係(介護)

所在地: 広島市安佐南区中須一丁目 38 番 13 号

(安佐南区総合福祉センター2 階)

電話番号:082-831-4943 FAX 082-870-2255

受付時間:8:30～17:00

③ 広島市東区役所厚生部福祉課 高齢介護係(介護担当)

所在地:広島市東区東蟹屋町 9 番 34 号

(東区総合福祉センター1 階)

電話番号:082-568-7732 FAX 082-568-7781

受付時間:8:30～17:00

④ 広島市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

所在地:広島市中区国泰寺町 1 丁目 6 番 34 号

電話番号:082-504-2363 FAX 082-504-2136

受付時間:8:30～17:00

⑤ 広島県国民健康保険団体連合会

所在地:広島市中区東白島町 19-49

電話番号:082-554-0783 FAX 082-511-9126

受付時間:9:00～16:00

⑥ 広島県社会福祉協議会

所在地:広島市南区比治山本町 12-2

電話番号:082-254-3411 FAX 082-252-2133

受付時間:9:00～16:00

10. 事故発生時の対応について

当事業所のご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下の通り速やかに対応します。

(1)ご利用者に医療を必要とする事故(骨折・創傷等)が発生した場合

①担当者は発生状況・受傷状況を確認し、速やかに応急処置を行いご利用者の家族等に至急連絡するとともに医療機関等に受診します。

②事故検討委員会(法人内)にて事故原因の調査・分析を行いご利用者や家族等に誠実に説明します。

(2)ご利用者の財物を毀損もしくは滅失した場合

①担当者は発生状況を確認し、速やかにご利用者の家族等に至急連絡します。

②事故防止対策委員会(法人内)にて事故原因の調査・分析を行いご利用者や家族等に誠実に説明します。

※ 上記いずれの場合にも、当事業所の過失により事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

※ また必要に応じて関係市町へ報告し再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

1 1. 契約期間

本契約の有効期間は、契約締結の日から特別な理由（居宅サービス計画作成依頼変更届出書、介護保険申請取下げ書等の提出）がない場合継続されます。

1 2. ご利用者もしくは代理人からの契約解除

ご利用者もしくは代理人は、事業所が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- ① 事業所が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を提供しない場合
- ② 事業所もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業所もしくは職員が、故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

1 3. 事業所からの契約解除

事業所はご利用者が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- ① ご利用者もしくは代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等を故意に告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者もしくは代理人が、故意又は重大な過失により事業所もしくは職員の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

1 4. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—

15. その他

以下の場合には当事業所までご連絡下さい。

- (1) 事前に当事業所を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサービスを受けた場合
- (2) 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合
- (3) 要介護認定の申請を行った場合(新規申請、更新申請、区分変更申請等)
- (4) 各種の減免に関する決定等に変更が生じた場合
- (5) 生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合
- (6) 事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なる場合
- (7) 病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

16. 指定介護予防支援業務について

指定介護予防支援事業者と当事業所が、指定介護予防支援業務の委託に関して契約を締結した場合、以下の業務を行います。

- ① 介護予防サービス計画作成のための生活機能低下の背景・原因及び課題等の分析(以下「アセスメント」という。)及びアセスメントのため必要な認定調査結果等の情報の収集
- ② 介護予防サービス計画原案の作成
- ③ 介護予防サービス計画原案に係るサービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取
- ④ 介護予防サービス計画原案の同意取得
- ⑤ 介護予防サービス計画原案の交付
- ⑥ 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整
- ⑦ 介護予防サービス計画の実施状況の把握
- ⑧ 介護予防サービス計画の達成状況に関する評価
- ⑨ 介護予防サービス計画の変更に係る①から⑤に関する業務
- ⑩ 要支援認定の申請に係る援助
- ⑪ 地域包括支援センターその他関係機関との連絡調整

⑫ その他指定介護予防支援に係る必要な便宜の供与

【利用料】

上記の業務に係る委託料の額は1件あたり(広島市)

月額 初回:6,883 円 継続:4,058 円

月額 初回+連携加算:10,093 円 継続+連携加算:7,268 円

なお、利用者の自己負担はありません。

この重要事項説明書は、平成 11 年厚生省令第 38 号第 4 条の規定に基づき、ご利用者またはその家族への重要事項説明の為に作成したものです。

附則

この重要事項説明書は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は、平成 15 年 4 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、平成 16 年 10 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、平成 16 年 12 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、平成 18 年 9 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、平成 20 年 5 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、平成 21 年 4 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、平成 24 年 5 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、令和元年 5 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、令和元年 10 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、令和 2 年 8 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正とする。

この重要事項説明書は、令和 5 年 11 月 1 日から一部改正とする。

居 宅 介 護 支 援 契 約 書

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)」第 4 条の規定に基づく重要事項説明書に従って説明を行い同意が得られた為、居宅介護支援を提供します。

事業者	所在地	広島市安佐北区落合南 1-11-22
	法人名	医療法人社団 あと会
	代表者名	横山 吉宏 印

事業所	所在地	広島市安佐北区上深川町 186-1
	事業所名	ふかわ・くにくさ居宅介護支援事業所
	説明者氏名	印

重要事項内容の説明を事業者から確かに受け、居宅介護支援を依頼しました。

介護保険制度の定めるルールの則り貴事業所に要介護認定等について申請代行を依頼します。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

(続柄)

令和 年 月 日